

水道水中における放射性物質検査体制の変更について

福島第一原子力発電所の事故に伴い、川口市水道局独自で水道水中における放射性物質の検査を平成23年3月から実施し、現在まで検査体制を維持してまいりました。

平成23年5月から川口市の浄配水場では放射性物質が検出されていないため、平成28年4月から検査体制を変更し、「井戸水」と「水道水」を対象に3ヶ月に1回の測定となっております。

その後も放射性物質が検出されていないため、令和8年4月から検査対象を「水道水」のみとし、下記のとおり検査体制を変更いたします

測定結果につきましては、引き続き、市・水道局のホームページで速やかに公表をしてまいります。

なお、原発による放射性物質の再放出など不測の事態が発生した場合には、迅速に検査体制を見直し、適切に対応いたします。

変更内容

測定場所	変更前		変更後
	井戸水	水道水	水道水
上青木浄水場	1回/3ヵ月	1回/3ヵ月	1回/3ヵ月
神根浄水場	1回/3ヵ月	1回/3ヵ月	1回/3ヵ月
新郷浄水場	1回/3ヵ月	1回/3ヵ月	1回/3ヵ月
横曽根浄水場	1回/3ヵ月	—	1回/3ヵ月
鳩ヶ谷浄水場	1回/3ヵ月	1回/3ヵ月	1回/3ヵ月
石神配水場	—	1回/3ヵ月	県の測定結果
芝園配水場	—	—	県の測定結果

本市の水道水は、県から購入した県水約9割と市内の地下水約1割となっております。県水の放射性物質の結果につきましては、県のHP等で確認できます。

なお、石神配水場及び芝園配水場は、県水10割で配水しております。